

第84回定例会

伊方町議会会議録

NO. 1

令和8年3月5日 開会

伊方町議会

第 84 回伊方町議会定例会会議録（第 1 号）

招集年月日	令和 8 年 3 月 5 日
招集の場所	伊方町庁舎 4 階議場
開会（開議）	3 月 5 日 10 時 00 分宣告
出席議員	1 番 阿部 孝志 2 番 安堂 廣道 3 番 田村 義孝 4 番 加藤 智明 5 番 高月 芳人 6 番 木嶋 英幸 7 番 末光 勝幸 8 番 清家慎太郎 9 番 山本 吉昭 10 番 小泉 和也 11 番 中村 敏彦 12 番 吉川 保吉 13 番 阿部 吉馬 14 番 福島 大朝
欠席議員	なし
欠 員	なし
本会議に職務のため出席した者の氏名	事務局長 菊池 暁彦 書記 藤川 輝之 書記 松下 洋二 書記 井上 宗太郎
地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の氏名	町 長 高門 清彦 副 町 長 菊池 隼人 教 育 長 中井 雄治 監 査 委 員 門田 光和 総 務 課 長 井上 恵隆 防 災 統 括 監 兵藤 貞樹 総 合 政 策 課 長 谷村 栄樹 町 民 課 長 山下 博文 保 健 福 祉 課 長 由井 一隆 長 寿 介 護 課 長 井上 操 建 設 課 長 辻 龍彦 観 光 商 工 課 長 田所 孝之 農 林 水 産 課 長 林 栄作 上 下 水 道 課 長 山内 清秀 学 校 教 育 課 長 阿部 茂之 生 涯 学 習 課 長 山本 宏貴 会 計 管 理 者 三好 利文 瀬 戸 支 所 長 三好 要 三 崎 支 所 長 竹内 元昭
町長提出の項目	報告第 2 号 町長の専決処分事項報告について 議案第 8 号 伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について 議案第 9 号 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 10 号 伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について 議案第 11 号 伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について 議案第 12 号 伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について 議案第 13 号 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について 議案第 14 号 伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定について 議案第 15 号 伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について 議案第 16 号 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係

	<p>条例の整備に関する条例制定について</p> <p>議案第 17 号 伊方町学校給食特別会計条例を廃止する条例制定について</p> <p>議案第 18 号 令和 7 年度伊方町一般会計補正予算（第 10 号）</p> <p>議案第 19 号 令和 7 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 20 号 令和 7 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）</p> <p>議案第 21 号 令和 7 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）</p> <p>議案第 22 号 令和 7 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）</p> <p>議案第 23 号 令和 7 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 4 号）</p> <p>議案第 24 号 令和 7 年度伊方町下水道事業会計補正予算（第 4 号）</p> <p>議案第 25 号 令和 8 年度伊方町一般会計予算</p> <p>議案第 26 号 令和 8 年度伊方町国民健康保険特別会計予算</p> <p>議案第 27 号 令和 8 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算</p> <p>議案第 28 号 令和 8 年度伊方町介護保険特別会計予算</p> <p>議案第 29 号 令和 8 年度伊方町水道事業会計予算</p> <p>議案第 30 号 令和 8 年度伊方町下水道事業会計予算</p>	
議員提出議案の項目	なし	
委員会提出議案の項目	なし	
その他	なし	
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第 21 条）	
会議録署名議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の 2 人を指名した。（会議規則第 127 条）	
	2 番 安堂廣道議員	3 番 田村義孝議員

伊方町議会第84回定例会議事日程（第1号）

令和8年3月5日(木)
午前10時00分開議

1 開会宣告

1 町長招集挨拶

1 議事日程報告

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3 諸般の報告「定期監査報告及び例月現金出納検査結果報告」
「系統議長会報告」

第 4 一般質問

第 5 町長の専決処分事項報告について (報告第2号)

第 6 伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について
(議案第8号)

第 7 伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
(議案第9号)

第 8 伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正
する条例制定について (議案第10号)

第 9 伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について (議案第11号)

第10 伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について (議案第12号)

第11 伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について (議案第13号)

第12 伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定について (議案第14号)

第13 伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について (議案第15号)

第14 情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備
に関する条例制定について (議案第16号)

第15 伊方町学校給食特別会計条例を廃止する条例制定について (議案第17号)

第16 令和7年度伊方町一般会計補正予算(第10号) (議案第18号)

第17 令和7年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) (議案第19号)

第18 令和7年度伊方町学校給食特別会計補正予算(第1号) (議案第20号)

第19 令和7年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第3号)
(議案第21号)

第20 令和7年度伊方町介護保険特別会計補正予算(第4号) (議案第22号)

- | | | |
|-------|-------------------------------|------------|
| 第 2 1 | 令和 7 年度伊方町水道事業会計補正予算 (第 4 号) | (議案第 23 号) |
| 第 2 2 | 令和 7 年度伊方町下水道事業会計補正予算 (第 4 号) | (議案第 24 号) |
| 第 2 3 | 令和 8 年度伊方町一般会計予算 | (議案第 25 号) |
| 第 2 4 | 令和 8 年度伊方町国民健康保険特別会計予算 | (議案第 26 号) |
| 第 2 5 | 令和 8 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計予算 | (議案第 27 号) |
| 第 2 6 | 令和 8 年度伊方町介護保険特別会計予算 | (議案第 28 号) |
| 第 2 7 | 令和 8 年度伊方町水道事業会計予算 | (議案第 29 号) |
| 第 2 8 | 令和 8 年度伊方町下水道事業会計予算 | (議案第 30 号) |

1 散 会 宣 告

開会宣告（10時00分）

○議長（福島大朝） おはようございます。これより、伊方町議会第84回定例会を開会いたします。只今の出席議員は14名であります。よって、本会議は成立いたしました。

町長招集挨拶

○議長（福島大朝） 町長招集挨拶

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） おはようございます。本日ここに、伊方町議会第84回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして、感謝を申し上げる次第でございます。また、議員各位におかれましては、日頃から町政の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、昨年9月、国の地震調査委員会が、南海トラフ地震の今後30年以内の発生確率についてこれまでの「80%程度」を「60から90%程度」に見直したことにより、更なる緊張感が高まる中先月、愛媛県が新たな地震被害想定調査結果を公表しました。これによりますと、前回の2013年の調査に比べ、愛媛県全体では建物被害は約半減、人的被害は約2割減となっておりますが、本町においては、建物及び人的被害数ともに、おおよそ倍増という、大変厳しい数値が示されております。愛媛県によりますと「前回からの調査の精度が向上したことや、住民アンケートを基に調査した結果、今回の評価となった」ということではありますが、本町といたしましては、この調査結果を率直に受け止め、更なる防災対策を講じる必要があると感じている次第でございます。また、能登半島地震で課題となりました、半島地域の孤立集落につきましても、本町では、前回のゼロから今回は5集落がその可能性があるとの結果が示されておりますが、それ以外の集落につきましても十分にその可能性はあるという認識のもと、ハード面だけでなく、食料備蓄や非常用持出し品などのソフト面の対策についても進めてまいり所存でございます。

さて現在、令和8年度を始期とする伊方町第3次総合計画の策定に取り組んでいるところでございます。この新たな総合計画案を基に、本町の更なる飛躍に向けて、令和8年度に取り組む施策を当初予算案に盛り込んでおりますので、人口減少対策をはじめ新規事業の一端を申し述べさせていただきます。

まず「防災、減災」の分野につきましては、緊急時に住民の皆様へ、迅速かつ正確に情報伝達を行うための、防災行政無線更新工事、また、災害発生時に自宅や避難所等で、数日間自足するための最小限の備えである、非常用持ち出し用品の購入支援を行うなど、住民の防災意識の高揚に努めてまいります。

次に「移住・定住」の分野につきましては、定住人口の増加に向けて、良好な宅地の提供を促進するため、民間事業者が行う分譲地の造成事業に対する支援、また、暮らしやすい住環境を確保するため、空き家解体支援の継続や公営住宅の改修、更に、老朽化した地域巡回バスを更新し、円滑

な地域公共交通の運営に努めてまいります。

次に「保健・医療・福祉」の分野につきましては、子育て世代が安心できる環境を整備するため妊産婦が安心して出産できるよう、本人を含めご家族が分娩取扱い施設付近で待機するための宿泊費の支援、また、国の施策と併せて、小・中学校の給食費を無償化することにより、保護者の負担軽減を図り、更なる子育て支援の充実に努めてまいります。

次に「社会基盤」の分野につきましては、平常時はもとより、自然災害や原子力災害に備え、鳥津国道線の整備や町道宇和海線の緊急時避難円滑化事業、四ツ浜漁港防波堤改良工事などを通じて、地域の強靱化に努めてまいります。

次に「産業・観光」の分野につきましては、農林漁業者の設備投資への支援や、つくり育てる漁業の推進に、引き続き取り組む他、この3月末の完成に向けて整備が進められております広域選果場は、管内最多の柑橘取り扱い量となるなど、担い手支援や販路拡大に、大いに期待しているところでございます。また、きはなはいや伊方まつりを始めとする、各種イベントの開催、商工会や佐田岬観光公社との連携を通じまして、町の観光の魅力向上と誘客の促進に努めてまいります。

次に「学び・交流」の分野につきましては、学びの質の向上と教育環境の充実に努めるため、小学校電子黒板用パソコンの更新や地域おこし協力隊を活用した公営塾の運営、また、小・中学校の修学旅行経費への支援を拡充することにより、物価高騰に伴う保護者の負担軽減に努めてまいります。更に、誰もが学び続けられる環境を作るため、伊方町民グラウンドの改修や伊方スポーツセンターの指定管理の継続により、利用者の安全性と利便性の向上に努めてまいります。

次に「住民協働・行財政」の分野につきましては、コンビニエンスストアで公共料金の収納や各種証明書の交付が受けられるよう、システムを構築し、持続可能な行政経営とDXの推進に努めてまいります。また、特別養護老人ホームの運営や消防事業、更に、豊予海峡ルートの実現に向けた大分県との交流事業などを通じて広域連携の推進と強化に努めてまいります。

最後に、原子力発電所についてでございます。ご案内のとおり、先週26日、山口地裁岩国支部は、住民が求めた伊方3号機の運転差し止めの訴えを棄却いたしました。この判決を受け、町では四国電力に対して、最新の知見に基づく安全対策の徹底と町民の信頼向上に努めるとともに、安全運転に万全を期すよう求めたところでございます。今後とも、安全運転への不断の追究と情報公開の徹底を求めるなど、住民の安心・安全の確保に努めてまいります。議員各位には、引き続きご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、未来への責任をしっかりと果たすために、町が持っている無限の可能性と町が抱えている様々な課題解決に全力で取り組んでまいります。

さて、今定例会に提案をいたします案件でございますが、

- ・ 専決の報告 1件
- ・ 条例制定 10件
- ・ 補正予算 7件
- ・ 令和8年度予算 6件

- ・その他 2件
- ・人事案件 4件でございます。

いずれも、町政を進めるうえで、非常に重要な案件でございます。会期中よろしくご審議のうえ
ご決定を賜りますようお願いを申し上げ、招集の挨拶といたします。

どうぞ、よろしくお願ひいたします。

議事日程報告

○議長（福島大朝） 議事日程報告を行います。本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおり
であります。それに従いまして、議事を進めてまいります。

これより、本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（福島大朝） 日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、2番 安堂廣道議員、3番
田村義孝議員を指名いたします。

会期の決定

○議長（福島大朝） 日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月13日までの9日間といたしたいと思ひます。これにご異議
ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、9日間と決定いたしました。

諸般の報告

○議長（福島大朝） 日程第3「諸般の報告」を行います。

お手元に配付してありますとおり、監査委員から、地方自治法第199条第9項の規定により、定
期監査報告書及び同法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果報告書が出されて
おりますので、お目通しください。

次に、系統議長会報告を行います。先般、2月17日に第77回愛媛県町村議会議長会定期総会が
開催され、これに出席し、その概要をお手元に配付しておりますので、お目通しください。

なお、総会の資料は事務局に保管をしております。

以上で、諸般の報告を終わります。

一般質問

○議長（福島大朝） 日程第4「一般質問」お手元に配付の一般質問通告一覧のとおり、一般質問
が出ておりますので、会議規則第61条の規定により、一般質問を許します。

受付順により、安堂廣道議員、阿部孝志議員の順にお願いいたします。

一般質問は、大綱ごとに、質問とそれに対する答弁をお願いいたします。

なお、再質問の回数は会議規則第 55 条を引用し、1 つの大綱につき 2 回以内と定めます。

初めに、安堂廣道議員、一般質問、大綱 1 をお願いいたします。

○議員（安堂廣道） 議長

○議長（福島大朝） 安堂議員

○議員（安堂廣道） それでは、議長より、一般質問の機会をいただきましたので、ご質問させていただきます。大綱 1 といたしまして「三崎高校通学バス運行及び学校再編に伴う通学バス運行について」をご質問させていただきます。

伊方町内の高校生の多くは八幡浜市内の高校に通っておりますが、その子ども達のほとんどは親が送迎したり、民間のバスで通学をしております。伊方町が補助を行う三崎高校生の寮費や無料バス通学と比べますと、家計負担や保護者の負担は開きがあるのではないかと考えます。もちろん、三崎高校を選んでいただいた多数の子ども、保護者の皆さんには感謝しております。地域行事の手伝い地域伝統の継承、何より 10 代の子ども達が伊方町内を歩いていただけることだけで、活気付いております。

しかしながら、生まれながらに伊方町内に住み続け、小さいころから地域行事に参加し、地域伝統を継承してくれた、八幡浜方面の高校に通う子ども達もまた同じ伊方町の大切な子ども達です。バスの購入経費や維持経費のほとんどが伊方町からの補助で成り立っていることを考えれば、その利用は三崎高校生に限定するのではなく、八幡浜市内の高校に通う生徒にも広げていくべきではないかと考えます。

現時点の考えでは、夕方発の三崎高校から八幡浜方面に生徒を送る帰り便に、八幡浜市内の高校から伊方に帰る子ども達に乗車していただくことが可能ではないかと考えます。実現に向け取り組みを始めていただく段階では、便数や時間の把握と、八幡浜市内の高校に通学している生徒に、意識調査を行っていただきたいと考えます。町補助事業による利益の公平の観点から、ぜひとも三崎高校生以外の地元在住高校生への利用拡大を求めますので、教育長のご所見をお聞かせください。

また、小学校の統合が進む中、通学バスの見直しも同じく考えてはいかがでしょうか。

近年の夏場の猛暑、熱中症対策等と冬場の通学路の外灯不足などを踏まえて、子ども達の安全な通学、また、保護者が安心できる通学を考えていただきたいと思います。一例をあげますと、大浜からの通学バスには座席に余裕があり、仁田之浜地区の生徒を乗せても良いのではないかと考えます。

同様に、瀬戸地域、三崎地域の通学に対しても見直しを検討してはいかがかと考えます。

すぐには難しいかと思いますが、前向きな検討をお願いします。

こちらも同様に、教育長のご所見をお聞かせください。

○議長（福島大朝） 只今の安堂議員の一般質問、大綱 1 に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（福島大朝） 教育長

○教育長（中井雄治） 安堂議員の大綱1「三崎高校通学バス運行及び学校再編に伴う通学バス運行について」のご質問にお答えいたします。

議員ご紹介のとおり、町内唯一の高校である愛媛県立三崎高等学校存続のため、教職員・生徒はもとより、同窓会を始めとする地域住民、町民の皆様がこれまで懸命に努力してこられております。伊方町、伊方町教育委員会といたしましても、議会のご協力を得て、未咲輝寮の建設・運営、スクールバスの貸与などの支援を行っております。おかげをもちまして、魅力化推進校として、全国募集を行い、全国的にも認知され、順調に生徒の確保ができていく状況と聞いております。町内の生徒の進学先の保障に加え、地域活性化の核としての役割や伊方町の魅力発信、町に対する経済効果や雇用の創出にも繋がっております。

議員ご指摘の三崎高校生徒と他の高校に通学する生徒で、保護者負担に差があるのではないかということについて、教育委員会といたしましても懸案事項としております。そのため、町独自の支援策として、高校生等修学支援事業を令和6年度から実施しております。これは、町内に居住し、高等学校等に通学する生徒等を養育している保護者で、三崎高校への通学を目的とした寮利用者を除く方に、生徒等1人あたり月額5千円、年額最大6万円を助成するものであります。保護者の皆様には通学等に活用していただき、好評を得ております。

議員ご質問の「三崎高校に貸与しているスクールバス下校便の町内在住の他校高校生の回送便の利用」についてですが、現在三崎高校の回送便は八幡浜駅着で19時50分と21時30分の2便があり、この時間に合わせて利用することになります。また、メロディライン沿いに下車し、そこまで迎えに行かなければならない地区もあります。実現はかなり難しいと考えておりますが、議員ご提案の八幡浜市内の高校に通っている高校生と保護者にニーズがあるかの調査については、今後検討していきたいと考えております。

また、通学バスの児童乗車の地区の拡大についてご質問がありましたが、現在、伊方町教育委員会では、スクールバス利用地区の条件として、文部科学省の規定である4km以上の通学距離がある地区の児童を、また、学校統合の条件として、統合される学校の児童生徒の安全な通学の確保のため、スクールバスでの通学を規定しております。議員お示しのスクールバス路線の仁田之浜地区の児童を乗車させることについてですが、伊方小学校から仁田之浜までの距離は、1.4kmと短かく、学校統合の条件にも合致しておりません。同じ伊方小学校区で1.7kmと仁田之浜より遠距離の川永田は、スクールバス路線から外れており、徒歩通学ということで不公平な状態となります。同様のことが町内各地で考えられます。また、これ以上のスクールバスの増便は運転手確保の点で難しく停車箇所の増加は運行時間を遅らせることとなります。

現時点での見直しは、教育委員会としては考えておりません。ただ、安全対応等、特別な場合については考慮することがあります。

以上、安堂議員の大綱1に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

安堂議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（安堂廣道） 議長

○議長（福島大朝） 安堂議員

○議員（安堂廣道） はい、ありがとうございます。

答弁の中の町内の高校生において、生徒1人あたりにつき、月額5千円、年額6万円の補助を行うということによろしいでしょうか。また、三崎高校から八幡浜駅までのバスの帰り便につきましては、他校の保護者からも利用できないでしょうかという声が挙がっておりますので、八幡浜駅から空車で伊方まで帰っていると思いますので、他校の生徒や保護者への調査等していただいたら良いのかなと思います。

小学校のバス通学におきましては「文科省の規定によります」という答弁をいただきました。事前にいただいた資料の中に、文科省の通学の距離に関しては考え方という項目があります。こちらが先程答弁いただいた距離だと思います。私の中では、決まり事に捉われず、町独自の対策を考え、子育て支援の観点から、バスの検討をしていただけたらと思います。

私は例として、通学バスを挙げましたが、教育長が答弁いただいた、他の子ども達との格差があってはいけないという、同じような考えは持っております。ただ、小学生の通学に対し、子ども達の安全、保護者達の安心を考えていただき、現時点での見直しは、教育委員会としては考えておりませんではなく、議論していただくのはどうかと考えます。

あわせて、再質問させていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の安堂議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○教育長（中井雄治） 議長

○議長（福島大朝） 教育長

○教育長（中井雄治） 安堂議員の大綱1の再質問について、お答えします。

まず、高校生等修学支援事業について、町内に居住し、そして、高校等に通学する生徒を養育している保護者で、三崎高校の寮生を対象としないということで作っております。これについては、生徒1人あたりの月額を5千円、そして、年額にして6万円ということでございます。

再質問の2つ目につきまして、議員ご提案の八幡浜市内の高校に通っている高校生と保護者に、そういうニーズがあるかということでしたけれども、議員が仰ったような、そういう声を聞いているということですので、今後、関係の高校などと調整を行ったうえで、調査をしていくというような方向で行います。

また、質問3についてですけれども、現在、文部科学省の規定である、小学生は4kmという規定と学校統合の条件で、スクールバスの運行を行っております。安堂議員が言われる、小学生の熱中症等、それから、子育て支援の充実というような観点で、町独自のスクールバスの運営を考えてはという、そういう再質問がございました。これについては、将来的な見直しが必要というのは、教育委員会としても感じておりましたが、地域間の公平性の担保、それから、現実的に運行が可能なのかという点が非常に難しいと感じております。

また、スクールバスのデメリットという点では、体力の低下であるとか時間が拘束されるというようなこともございます。それらの視点も踏まえながら、議員の町独自のスクールバスの運行の見直しということについて、教育委員会で検討をしていきます。

以上、安堂議員の再質問についての答弁です。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

安堂議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（安堂廣道） 議長

○議長（福島大朝） 安堂議員

○議員（安堂廣道） 教育長、大変ありがとうございます。

最初の質問では教育委員会としては考えておりませんというご答弁でございましたけれども、再質問をさせていただいた中で、教育委員会として検討してまいりますということですので、前向きにご検討していただいて、子ども達の子育て支援に1番良い方向にいくようにご検討していただけたらと思います。

以上で終わります。

○議長（福島大朝） 安堂議員、答弁の方はよろしいですか。

○議員（安堂廣道） はい、構いません。

○議長（福島大朝） 以上で、安堂議員の一般質問を終わります。

続いて、阿部孝志議員、一般質問、大綱1をお願いいたします。

○議員（阿部孝志） 議長

○議長（福島大朝） 阿部議員

○議員（阿部孝志） この度は一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。只今、議長のお許しをいただきましたので、通告に従い、一般質問を行わせていただきます。町政発展のため明確なご答弁をお願い申し上げます。

大綱1「行政におけるゴミのポイ捨て問題について」

行政におけるゴミのポイ捨て問題について、観光や移住・定住、そして日常の安心感という視点から、質問させていただきます。

私は議員としてまだ経験も浅く、日々、町民の皆様の声に耳を傾けているところであります。その中で「せっかく掃除しても、またゴミが捨てられる」「観光で来た人にどう思われているのか心配だ」といった声をお聞きすることがありました。伊方町は、佐田岬半島の自然や美しい海に恵まれ、観光地としてだけでなく、静かで落ち着いた暮らしができる町であると、私自身感じております。だからこそ、道路沿いや港、生活道路など、日常の場にゴミが放置されている状況を見ると、少し残念に思うと同時に「行政として、何かできることはないだろうか」と考えるようになりました。そこで、まずお伺いいたします。

1つ目、本町におけるポイ捨て対策の現状と、清掃や対応にどの程度の労力やコストがかかっているのか、また、特に課題となっている場所について、町の認識をお聞かせください。

次に、今後の取り組みについてお伺いいたします。

現在も、職員の皆様や地域の方々によって、清掃活動や啓発が行われているということは承知しております。一方で、それだけでは限界があるのではないかと感じております。

2つ目、重点的に対策を行う場所を定めることや、啓発の工夫、必要に応じた監視体制の検討など、より効果的な取り組みを進めていく考えはあるのか、お聞かせください。

次に、観光や移住・定住との関係についてお伺いいたします。

観光客や移住を検討されている方が町を訪れた際、最初に目にするのは、観光施設よりも、道路や集落、港といった町の日常の風景ではないでしょうか。その風景がきれいであるかどうかは「この町で安心して暮らせそうか」という印象に、自然と繋がっていくものだと思います。

3つ目、本町の観光施策や移住・定住施策の中で、景観の美しさや清潔で安心して暮らせる日常環境を、どのように位置付けているのか、お伺いします。

また、近年では、観光をきっかけに町に親しみを持ち、移住を検討される方も増えていると聞いております。そうした方々にとって、町が大切にされ、住民が協力してきれいに保たれている姿は、「この町なら安心して暮らせる」という大きな安心材料になるのではないのでしょうか。

4つ目、ポイ捨て対策や町美化の取り組みを、環境対策としてだけでなく、観光振興や移住・定住、そして町民が日常的に安心して暮らせる環境づくりとして、関係部署と連携しながら進めていく考えはあるのか、町のお考えをお聞かせください。

伊方町の魅力を「訪れて感じる魅力」だけでなく、「暮らして実感できる魅力」として高めていくためにも、ポイ捨てのない、きれいな町づくりは、とても大切な取り組みであると考えます。今後も、町民の皆様と行政が一緒になって、より良い伊方町を作っていくための1歩として、本件について、前向きなご答弁をいただければと思います。

○議長（福島大朝） 只今の阿部議員の一般質問、大綱1に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 阿部孝志議員の「ゴミのポイ捨て問題について」のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、ごみのポイ捨て問題は、住民の生活環境だけでなく、観光や移住・定住施策にも影響を及ぼす重要な問題と捉えております。また、ポイ捨て行為は地域の景観を損ねることにとどまらず、動植物や水質、また、海洋環境への悪影響を引き起こすことも懸念されることから、多角的に対策を講じる必要があると認識しております。

まず、ご質問1点目の「対策の現状とコスト、課題となっている場所について」です。

町では、令和2年度に「伊方町きれいなまちづくり条例」を制定し、町、町民、事業者等の関係機関が一体となって、ごみ等の散乱及び投棄を防止することやこれに違反した場合の措置について定めるなど、きれいなまちづくりの推進に取り組んでいるところでございます。また、ポイ捨てごみの収集については、町内の事業所やライオンズクラブ、地域の方々や町の職員有志などが行うポ

ランティア活動に対して、ごみ袋の提供や収集したごみの運搬などの支援を行っており、昨年度はごみ袋の総数約5千枚を提供しております。なお、ポイ捨てごみに特化したコストを把握することは困難でございますが、八幡浜市への可燃ごみの焼却負担や処分場にかかる経費など、町の廃棄物処理全体の費用としては、令和6年度に約1億6千万円を支出いたしております。また、特に課題となっている場所につきましては、道路沿いや山道、海岸などが挙げられます。

次に、2点目の「より効果的な取り組みの推進について」です。

町では、平石岬付近や堀切大橋など、メロディライン沿いの、魅力ある景観を美しく眺めることのできる場所5箇所を「佐田岬美観エリア」として選定し、観光施策との連携による情報発信に努めており、年数回、草刈りやごみ収集を行い、特にごみのポイ捨ての多い箇所には不法投棄防止の啓発看板を設置して環境美化に努めているところでございます。その中でも、平石岬付近では、県の不法投棄防止対策協議会と連携し、令和2年及び6年に清掃活動を実施しております。なお、今後は、必要に応じて監視カメラ設置の検討や、悪質な場合は捜査機関への情報提供について検討するなどの対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「観光施策や移住・定住施策の中での位置付けについて」です。

景観の美しさや清潔で安心して暮らせる日常環境につきましては、町の総合計画の中で「生活基盤が整った、快適なまちづくり」として位置付けております。その推進施策として、先程の「伊方町きれいなまちづくり条例」や「伊方町景観条例」の制定の他、「伊方町環境基本計画」を策定し、更に、具体的な取り組みとして、佐田岬半島における美観形成事業により、観光施策との連携と情報発信、クリーン運動などを通じてまちを清潔に保持し、住みよい快適な生活環境の創造と美化意識の啓発促進に取り組んでいるところでございます。

最後に4点目の「関係部署との連携について」です。

環境美化の取り組みは、観光振興や移住・定住促進に不可欠であり、社会全体の安心・安全な生活環境を形成するためにも重要な取り組みであると考えており、これまでも南海放送や日本財団による、海岸ごみの清掃イベントなど、関係部署や機関と連携した取り組みを実施してきたところでございます。

今後も引き続き、関係機関との連携強化、意識啓発、情報発信に努めながら、より効果的な施策を展開してまいりたいと考えております。

以上、阿部議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再質問を許します。

阿部議員、大綱1の再質問はありませんか。

○議員（阿部孝志） 議長

○議長（福島大朝） 阿部議員

○議員（阿部孝志） 只今の町長のご答弁により、ポイ捨て対策を環境面だけでなく、先程も言われました、観光や移住定住、そして、町民の日常の安心感に繋げていきたいという前向きなお考えをお示しいただいたものと受け止めております。ありがとうございます。

そのうえで、少しだけ具体的な点について、再質問させていただきます。

町長がご答弁された方向性を、町民や来訪者にとって実感できる取り組みとしていくためには、まず、小さくても分かりやすい形から始めることが大切ではないかと感じております。先程、メロディーライン沿いの魅力ある景観を美しく眺めることができる場所、5箇所を、佐田岬美観エリアとして選定されているということでした。例えば、先程言われました以外の、佐田岬は海が綺麗です。海外沿いや漁港ですね、釣り人がかなりおりますけども、そういったところや観光地周辺や生活道路など、特にポイ捨てが目につきやすい場所をモデルに、重点エリアとして位置付けて、関係部署が連携しながら取り組みを進めていくといった考えについて、町長としては、どのようにお考えでしょうか。

また、こうした取り組みの内容や成果を、町民や観光客、移住希望者に向けて、情報発信をしていくということが、綺麗で安心して暮らしていける伊方町というイメージ作りにも繋がっていくのではないかと考えます。

今後、ポイ捨て対策を進めていくにあたり、町として特に大切にしていきたい視点やまず1歩目として考えている取り組みがあれば、差支えのない程度にお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（福島大朝） 只今の阿部議員の大綱1、再質問に対する理事者の答弁を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 5箇所を選定した時に、町内もう色々な場所がございます。選定したいところはたくさんあるんですけども、全部を網羅するというのはもう行政として不可能という中で、重点的に5箇所を選定して、まずここからやっという事で始めたわけでございます。維持管理費、費用対効果の問題もございます。町が全て網羅してやるというのは、ある程度やっぱり限界もあるわけでございます。

ぜひ、町民の皆様にも啓発をして、その取り組みを広げてまいる努力を、町として、やっていきたいと思っております。町民の皆様が、こうしたゴミ拾いの活動をする場合には、町としても最大限の協力を今後もしていきたいと思っております。今月の21日には、瀬戸の海岸で、清掃活動をやるということも予定をしております。様々な企業なんかも協力していただいておりますので、そういったところとタイアップをしながら、町として、できることはやっていきたいと思っております。

後、補足は課長の方からさせていただきます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 今後、計画しております、取り組みの一端について、ご紹介したいと思います。今まで、啓発に色々取り組んではおるんですか、町単独の啓発活動ではどうしても限界

があるため、今後とも、各機会を捉えまして、関係機関と協力しながら、啓発活動に努めていきたいと考えております。

これまでは、投棄防止の啓発を主にした取り組みが多かったわけですが、今後はごみの再利用による付加価値化、こういったことを通じた、投棄者への行動変化を促すような、そういった取り組みも進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（福島大朝） 只今の答弁に対する再々質問を許します。

阿部議員、大綱1の再々質問はありませんか。

○議員（阿部孝志） 議長

○議長（福島大朝） 阿部議員

○議員（阿部孝志） ありがとうございます。町長と担当課長の方から、前向きなお考えをお示しいただき、大変心強く感じております。

今回ご答弁いただいたようなポイ捨て対策を、繰り返しになりますが、観光や移住定住、そして1番大事な町民の日常生活の安心感に繋げていくという取り組みについて、まずは来年度に向けてできることから1歩踏み出すというようなお話をいただきました。それを今回だけに限らず、今後も続けていくという考えと、こちらも受け止めさせていただきました。

町として、方向性を示していただくことで、町民の皆様や地域団体も自分達も一緒に取り組もうと、今後ますます感じられるのではないかと思います。町の美しい環境と安心して暮らせる日常を次の世代に繋げていくためにも、本日の議論がその第一歩になることを期待して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（福島大朝） 阿部議員、答弁は。

○議員（阿部孝志） 構いません。

○議長（福島大朝） 以上で、阿部議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は11時といたします。

(休憩 10:46~11:00)

報告第2号

○議長（福島大朝） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

日程第5「町長の専決処分事項報告について」報告第2号を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

○副町長（菊池隼人） 議長

○議長（福島大朝） 副町長

○副町長（菊池隼人） 報告第2号、町長の専決処分事項報告について、ご説明いたします。

町長の専決処分事項報告につきましては、地方自治法第 180 条第 2 項の規定により、報告するものでございます。

案件名は、公用車の事故に関する専決処分で、和解及び損害賠償の相手方は、伊方町在住の個人でございます。

和解の要旨は、令和 8 年 1 月 5 日午前 8 時 55 分頃、伊方町湊浦 861 番地、伊方町中央保健センター駐車場内において発生した公用車の車両事故で、伊方老人デイサービスセンター車両が、駐車場内に駐車していた相手方車両と接触したものでございます。物損事故であり、双方、怪我等はございません。

損害賠償の額は 14 万円 3 千円で、先月処分年月日は令和 8 年 2 月 7 日であります。

なお、こうした事故が起こらないよう、安全運転について、注意喚起してまいりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） 報告事項ですが、質疑があれば、承ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

以上で、報告第 2 号、町長の専決処分事項報告についてを閉じます。

議案第 8 号

○議長（福島大朝） 日程第 6「伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について」議案第 8 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 8 号、伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案の条例制定については、個人番号カードの利用拡大により、町民の利便性の向上を図るため本条例の一部を改正する必要性が生じたため、ご提案するものでございます。

今回の改正内容は、印鑑登録証明事務処理要領の規定に基づき、個人番号カードを利用した印鑑登録証明書の交付に係る手続きについて規定を整備するもので、印鑑登録を受けている者が個人番号カードを利用して、自ら印鑑登録証明書の交付申請を行う場合について、窓口申請の場合とオンライン申請の場合について規定するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第8号、伊方町印鑑登録証明事務条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第9号

○議長（福島大朝） 日程第7「伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第9号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第9号、伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、人事院及び愛媛県人事委員会勧告により改正するもので、改正内容は新旧対照表のとおりですが、具体的には、これまでは条例で規定していた通勤手当の区分ごとの金額を、今後は規則において、規定するようになります。

また、駐車場等の利用に対する通勤手当を新設し、1か月あたりの上限額を5千円と定めております。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行します。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第9号、伊方町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第10号

○議長（福島大朝） 日程第8「伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について」議案第10号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 10 号、伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案の条例制定については、伊方町過疎地域持続的発展計画が改訂されることに伴い、本条例の一部を改正する必要があるため、ご提案するものでございます。

今回の改正内容は、固定資産税の課税免除に係る適用期限を、令和 9 年 3 月 31 日まで 1 年間延長するものでございます。

なお、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 10 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号、伊方町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 11 号

○議長（福島大朝） 日程第 9「伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について」議案第 11 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○建設課長（辻龍彦） 議長

○議長（福島大朝） 建設課長

○建設課長（辻龍彦） 議案第 11 号、伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、加周集会所新築による移転に伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表にて説明させていただきます。

第 2 条関係、別表第 1 において、加周集会所の位置を見直すものであります。

なお、附則において、この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 11 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号、伊方町集会所条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 12 号

○議長（福島大朝） 日程第 10「伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について」議案第 12 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（福島大朝） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第 12 号、伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、小中浦老人憩の家、二名津老人憩の家及び名取老人憩いの家を廃止するため、本条例の一部を改正するものでございます。

新旧対照表をご覧ください。

改正前の欄に掲げる規定の下線部分を削るものでございます。

附則において、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものといたします。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 12 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号、伊方町老人憩の家条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 13 号

○議長（福島大朝） 日程第 11「伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について」議案第 13 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（福島大朝） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第 13 号、伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、介護保険法施行令の一部改正に伴い対応する必要が生じたため本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、令和7年度の税制改正による影響を受けないよう、附則において保険料率の算定に関する基準の特例を設けるものでございます。

この条例は、令和8年度の保険料算定にのみ適用されるもので、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第13号、伊方町介護保険条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第14号

○議長（福島大朝） 日程第12「伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定について」議案第14号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○観光商工課長（田所孝之） 議長

○議長（福島大朝） 観光商工課長

○観光商工課長（田所孝之） 議案第14号、伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案につきましては、須賀公園の施設区分及び使用料の見直しのため、改正するものでございます。

改正内容を、新旧対照表にて、ご説明いたします。

別表第2中の須賀公園の休憩所の使用料を、利用人数を問わず、1日につき6千円とし、駐車場野営場、テント、飯盒、水道料金を、現在有料のところ、無料とするものでございます。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第14号、伊方町観光施設条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 15 号

○議長（福島大朝） 日程第 13「伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定について」議案第 15 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山内清秀） 議長

○議長（福島大朝） 上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀） 議案第 15 号、伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定につきまして、提案理由をご説明いたします。

本条例は、下水道法第 25 条に基づく下水道管理者において制定する条例に係る技術的助言である標準下水道条例の一部改正に伴い、伊方町下水道条例の一部を改正するものです。

改正内容は、下水道排水設備指定工事店の災害時に関する規制を緩和するものです。

なお、この条例は公布の日から施行することといたしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 15 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 15 号、伊方町下水道条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第 16 号

○議長（福島大朝） 日程第 14「情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について」議案第 16 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務課長（井上恵隆） 議長

○議長（福島大朝） 総務課長

○総務課長（井上恵隆） 議案第 16 号、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本条例は、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直し、いわゆるアナログ規制の見直しに伴い、関係条例の整備を行う必要があるため、改正を行うものです。

改正内容は新旧対照表のとおりですが、具体的には、聴聞の通知や掲示等について、現在は掲示場等での掲示により行っていましたが、今後はインターネット等でも周知・公表を実施することとなります。

なお、この条例は公布の日から施行します。

ただし、第1条の規定は、関係法令の施行日にあわせ、令和8年5月21日から施行します。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第16号、情報通信技術の効果的な活用のための規制の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第17号

○議長（福島大朝） 日程第15「伊方町学校給食特別会計条例を廃止する条例制定について」議案第17号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（阿部茂之） 議長

○議長（福島大朝） 学校教育課長

○学校教育課長（阿部茂之） 議案第17号、伊方町学校給食特別会計条例を廃止する条例制定について、提案理由をご説明いたします。

本案は、学校給食費の無償化に伴い、本特別会計を廃止するものでございます。本会計を廃止し、一般会計に一元化することで、事業全体の合理化・効率化を図ってまいります。

なお、この条例の施行につきましては、附則におきまして、令和8年4月1日からとしております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第17号、伊方町学校給食特別会計条例を廃止する条例制定については、原案のとおり可決されました。

議案第18号

○議長（福島大朝） 日程第16「令和7年度伊方町一般会計補正予算（第10号）」議案第18号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 18 号、令和 7 年度伊方町一般会計補正予算（第 10 号）の説明を申し上げます。

歳入歳出それぞれ 4 億 610 万 6 千円を減額し、総額を 120 億 9,730 万 4 千円とするものでございます。

内容といたしましては、各事業費等の精算見込による減額その他、歳出における主な増額として、町債管理基金積立金 1,792 万 5 千円、キッチンカー導入支援事業補助金 600 万円、水道事業会計補助金 1 億 3,248 万円、地域商品券発行基金積立金 1,096 万 7 千円、基盤整備支援事業交付金返還金 407 万 9 千円、災害用資機材整備事業 2,030 万 3 千円、町民グランドコンテナハウス設置工事 6,872 万 8 千円などを計上いたしております。

一方、歳入につきましては、町税 6,292 万 7 千円、地方交付税 1 億 4,004 万 1 千円、地域未来交付金 4 千万円、後期高齢者療養給付費の精算 2,410 万 3 千円、公有建物災害共済金 2,108 万 5 千円一般補助施設整備等事業債 2,770 万円などを計上し、歳入歳出予算の調整として、財政調整基金繰入金 4 億 914 万 1 千円を減額いたしております。

次に第 2 表、繰越明許費補正については 31 事業、6 億 2,844 万 3 千円を計上いたしております。

以上、令和 7 年度伊方町一般会計補正予算（第 10 号）の主な説明とさせていただきます。

なお、詳細につきまして、ご質問等がございましたら、担当課長より説明させていただきますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） お諮りいたします。審議の方法は、歳入歳出とも項を追っていきたいと思います。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）

異議なしと認め、歳出から項を追って審議を進めてまいります。頁番号は、右下となります。

予算書の 29 頁をお開きください。

1 款 議会費

1 項 議会費 （29 頁） 質疑ありませんか。

2 款 総務費

1 項 総務管理費 （29 頁～35 頁） 質疑ありませんか。

2 項 徴税費 （36 頁～37 頁） 質疑ありませんか。

3 項 戸籍住民基本台帳費 （37 頁） 質疑ありませんか。

4 項 選挙費 （37 頁～38 頁） 質疑ありませんか。

5 項 統計調査費 （38 頁） 質疑ありませんか。

3 款 民生費

1 項 社会福祉費 （39 頁～40 頁） 質疑ありませんか。

2 項 児童福祉費 （40 頁～42 頁） 質疑ありませんか。

3 項 老人福祉費 (42 頁～43 頁) 質疑ありませんか。

4 款 衛生費

1 項 保健衛生費 (43 頁～48 頁) 質疑ありませんか。

2 項 清掃費 (48 頁) 質疑ありませんか。

3 項 水道費 (48 頁) 質疑ありませんか。

6 款 農林水産業費

1 項 農業費 (49 頁～51 頁) 質疑ありませんか。

2 項 林業費 (51 頁) 質疑ありませんか。

3 項 水産業費 (51 頁) 質疑ありませんか。

7 款 商工費

1 項 商工費 (52 頁～53 頁) 質疑ありませんか。

8 款 土木費

1 項 土木管理費 (53 頁～54 頁) 質疑ありませんか。

2 項 道路橋梁費 (54 頁～55 頁) 質疑ありませんか。

3 項 港湾費 (55 頁) 質疑ありませんか。

4 項 住宅費 (55 頁～56 頁) 質疑ありませんか。

5 項 公園費 (56 頁) 質疑ありませんか。

6 項 下水道費 (56 頁) 質疑ありませんか。

7 項 集会所費 (57 頁) 質疑ありませんか。

9 款 消防費

1 項 消防費 (57～58 頁) 質疑ありませんか。

10 款 教育費

1 項 教育総務費 (58 頁～60 頁) 質疑ありませんか。

2 項 小学校費 (60 頁～61 頁) 質疑ありませんか。

3 項 中学校費 (61 頁～62 頁) 質疑ありませんか。

4 項 社会教育費 (63 頁～65 頁) 質疑ありませんか。

5 項 保健体育費 (66 頁～67 頁) 質疑ありませんか。

12 款 公債費

1 項 公債費 (67 頁) 質疑ありませんか。

歳出全般について、質疑ありませんか。

次いで、歳入に入ります。

15 頁をお開きください。

1 款 町税

1 項 町民税 (15 頁) 質疑ありませんか。

2 項 固定資産税 (15 頁) 質疑ありませんか。

- 3 項 軽自動車税 (15 頁) 質疑ありませんか。
- 4 項 たばこ税 (15 頁) 質疑ありませんか。
- 6 項 使用済核燃料税 (15 頁～16 頁) 質疑ありませんか。
- 2 款 地方譲与税
 - 4 項 森林環境譲与税 (16 頁) 質疑ありませんか。
- 3 款 利子割交付金
 - 1 項 利子割交付金 (16 頁) 質疑ありませんか。
- 7 款 地方消費税交付金
 - 1 項 地方消費税交付金 (16 頁) 質疑ありませんか。
- 8 款 自動車税環境性能割交付金
 - 1 項 自動車税環境性能割交付金 (16 頁) 質疑ありませんか。
- 10 款 地方交付税
 - 1 項 地方交付税 (17 頁) 質疑ありませんか。
- 12 款 分担金及び負担金
 - 1 項 分担金 (17 頁) 質疑ありませんか。
 - 2 項 負担金 (17 頁) 質疑ありませんか。
- 13 款 使用料及び手数料
 - 1 項 使用料 (18 頁) 質疑ありませんか。
 - 2 項 手数料 (18 頁) 質疑ありませんか。
- 14 款 国庫支出金
 - 1 項 国庫負担金 (18 頁) 質疑ありませんか。
 - 2 項 国庫補助金 (19 頁～20 頁) 質疑ありませんか。
 - 3 項 委託金 (20 頁) 質疑ありませんか。
- 15 款 県支出金
 - 1 項 県負担金 (20 頁～21 頁) 質疑ありませんか。
 - 2 項 県補助金 (21 頁～22 頁) 質疑ありませんか。
 - 3 項 委託金 (22 頁) 質疑ありませんか。
- 16 款 財産収入
 - 1 項 財産運用収入 (23 頁) 質疑ありませんか。
 - 2 項 財産売払収入 (23 頁) 質疑ありませんか。
- 17 款 寄附金
 - 1 項 寄附金 (23 頁) 質疑ありませんか。
- 18 款 繰入金
 - 1 項 特別会計繰入金 (23 頁) 質疑ありませんか。
 - 2 項 基金繰入金 (23 頁～25 頁) 質疑ありませんか。

20 款 諸収入

7 項 雑入 (25 頁～26 頁) 質疑ありませんか。

21 款 町債

1 項 町債 (26 頁～27 頁) 質疑ありませんか。

歳入全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、表紙に帰って、「繰越明許費補正 第 2 条 第 2 表」第 2 表は、8 頁～10 頁にあります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

次いで、表紙に帰って、「地方債の補正 第 3 条 第 3 表」第 3 表は、11 頁にあります。質疑ありませんか。(「なし」の発言あり)

この補正予算全般について、質疑ありませんか。(「なし」の発言あり) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。(「なし」の発言あり) 討論なしと認めます。

これより議案第 18 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。(「なし」の発言あり) 異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号、令和 7 年度伊方町一般会計補正予算 (第 10 号) は、原案のとおり可決されました。

議案第 19 号

○議長 (福島大朝) 日程第 17「令和 7 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)」議案第 19 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長 (山下博文) 議長

○議長 (福島大朝) 町民課長

○町民課長 (山下博文) 議案第 19 号、令和 7 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算 (第 3 号)」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、2,931 万 5 千円を減額し、総額を 14 億 6,235 万 9 千円に、直営診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、2,206 万 3 千円を減額し、総額を 4 億 3,236 万 2 千円とするものでございます。

それでは、事業勘定の歳出より主なもののご説明をいたしますので、資料は、右下の頁番号 10 頁をお願いいたします。

1 款、1 項、総務管理費は、441 万 2 千円、2 款、1 項、療養諸費は、4,078 万 5 千円を決算見込みにより、減額しております。

次の頁をお願いいたします。

2 款、2 項、高額療養費は、812 万 2 千円、6 款、2 項、特定健康診査等事業費は、166 万 2 千円を決算見込みにより、減額しております。

次の頁をお願いいたします。

9 款、2 項、繰出金は、施設勘定繰出金を 1,065 万 8 千円、10 款、1 項、予備費は、1,540 万 6 千円を決算見込みにより、増額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、8 頁をお願いいたします。

4 款、1 項、県補助金は、今年度の交付見込み額に基づき、3,101 万 8 千円を減額しております。

6 款、繰入金は、決算見込みにより、1 項、他会計繰入金を 528 万 8 千円の増額、2 項、基金繰入金は、478 万 8 千円の減額としております。

続きまして、直営診療施設勘定をご説明いたします。

まず、九町診療所の歳出からご説明いたしますので、33 頁をお願いいたします。

1 款、1 項、施設管理費は、225 万円、2 款、1 項、医業費は、411 万 2 千円を決算見込みにより、減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、31 頁をお願いいたします。

5 款、繰入金は、決算見込みにより、1 項、他会計繰入金は、595 万 4 千円、2 項、事業勘定繰入金は、40 万 8 千円の減額としております。

瀬戸診療所の歳出について、ご説明いたしますので、43 頁をお願いいたします。

1 款、1 項、施設管理費は、決算見込みにより、324 万 5 千円を減額しております。

次の頁をお願いいたします。

2 款、1 項、医業費は、決算見込みにより、738 万 6 千円を減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、40 頁をお願いいたします。

1 款、診療収入は、決算見込みにより、1 項、入院収入は、1,340 万円、2 項、外来収入は、500 万円の減額。

次の頁にかけての 3 項、その他の診療報酬収入は、180 万円の増額としております。

41 頁をお願いいたします。

5 款、2 項、事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき、575 万 6 千円の増額としております。

串診療所の歳出について、ご説明いたしますので、54 頁をお願いいたします。

1 款、1 項、施設管理費は、112 万円、2 款、1 項、医業費は、370 万円を決算見込みにより、減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、51 頁をお願いいたします。

1 款、2 項、外来収入は、210 万円、5 款、1 項、他会計繰入金は、858 万 3 千円を決算見込みにより、減額しております。

次の頁をお願いいたします。

5 款、2 項、事業勘定繰入金は、特別調整交付金の交付見込みに基づき、531 万円の増額としております。

説明は以上でございます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 19 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号、令和 7 年度伊方町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 20 号

○議長（福島大朝） 日程第 18「令和 7 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）」議案第 20 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○学校教育課長（阿部茂之） 議長

○議長（福島大朝） 学校教育課長

○学校教育課長（阿部茂之） 議案第 20 号、令和 7 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、予算総額から、歳入歳出それぞれ、268 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 3,514 万 2 千円とするものでございます。

まず、歳入からご説明させていただきますので、右下の頁、7 頁をお開き願います。

1 款、1 項、1 目、給食費徴収金につきましては、準要保護一般会計分の増額、及び滞納繰越分 2 万 5 千円の増額により、25 万 3 千円の増額となります。なお、滞納繰越 6 年度分は完済され、現在未収金はございません。

2 款、1 項、1 目、一般会計繰入金につきましては、5 年度より実施しております、給食費の半額補助について、給食数の減などにより 387 万 8 千円を減額しております。

3 款、1 項、1 目、繰越金につきましては、前年度からの繰越金といたしまして、23 万 4 千円を計上しております。

4 款、1 項、1 目、諸収入につきましては、消費税還付金 71 万 1 千円を計上いたしております。

次に歳出につきましてご説明いたしますので、9 頁をお開き願います。

1 款、1 項、1 目、給食費につきまして、先程の歳入予算の減額に伴い、賄材料費を 268 万円減額しております。

以上、ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 20 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号、令和 7 年度伊方町学校給食特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 21 号

○議長（福島大朝） 日程第 19「令和 7 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）」議案第 21 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町民課長（山下博文） 議長

○議長（福島大朝） 町民課長

○町民課長（山下博文） 議案第 21 号、令和 7 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）」について、提案理由をご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 16 万 7 千円を減額し、総額を 1 億 9,755 万 6 千円とするものでございます。

それでは、歳出より主なもののご説明をいたしますので、資料は、右下の頁番号 9 頁をお願いいたします。

2 款、1 項、後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合からの変更決定通知に基づき、5 万円を増額しております。

4 款、1 項、健康保持増進事業費は、決算見込みにより、20 万 6 千円を減額しております。

次に歳入について、ご説明いたしますので、7 頁をお願いいたします。

1 款、1 項、後期高齢者医療保険料は、決算見込みにより、128 万 7 千円を減額しております。

2 款、1 項、一般会計繰入金は、決算見込みにより、76 万 2 千円を増額しております。

説明は以上でございます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 21 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号、令和 7 年度伊方町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 22 号

○議長（福島大朝） 日程第 20「令和 7 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）」議案第

22号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○長寿介護課長（井上操） 議長

○議長（福島大朝） 長寿介護課長

○長寿介護課長（井上操） 議案第22号、令和7年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明いたします。

保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、4,684万1千円を減額し、補正後の予算総額を、13億8,349万3千円に、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ79万3千円を減額し、補正後の予算総額を1,524万円とするものでございます。

それでは、補正の主なものについて、保険事業勘定の歳出からご説明いたしますので、資料右下番号12頁をお開きください。

2款、保険給付費でございますが、1項、介護サービス等諸費は実績見込みにより、3,137万円を減額しております。

15頁をお願いいたします。

6項、特定入所者介護サービス等費は、実績見込みにより570万2千円を減額しております。

5款、地域支援事業、1項、介護予防・生活支援サービス事業費につきましては、実績見込みにより296万5千円を減額しております。

16頁をお願いいたします。

3項、包括的支援事業・任意事業費は、実績見込みにより285万8千円を減額しております。

これに係る歳入ですが、8頁をお願いいたします。

4款、国庫支出金、2項、国庫補助金から、10頁の8款、1項、一般会計繰入金につきましては介護給付費等の実績見込みにより歳出額が減額となったことから負担割合に応じて算出した、負担金・補助金等の見込み額により、減額となっております。

8款、2項、基金繰入金につきましては、介護給付費等の実績見込みが減額となったため、1,983万4千円の減額としております。

続いて、介護サービス事業勘定について歳出からご説明いたします。

36頁をお願いいたします。

1款、サービス事業費、1項、介護予防サービス事業費でございますが、実績見込みにより、79万3千円を減額しております。

これに係る歳入ですが、34頁をお願いいたします。

実績見込みにより、1款、サービス収入を112万6千円の減額としております。サービス収入が減額となったため、2款、繰入金、1項、他会計繰入金は33万3千円の増額としております。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議のうえ、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 22 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 22 号、令和 7 年度伊方町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 23 号

○議長（福島大朝） 日程第 21「令和 7 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 4 号）」議案第 23 号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山内清秀） 議長

○議長（福島大朝） 上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀） 議案第 23 号、令和 7 年度伊方町水道事業会計補正予算（第 4 号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

1 頁の第 2 条、収益的収入及び支出ですが、水道事業収益におきまして、1 億 1,577 万 7 千円を増額し、総額を 4 億 4,801 万 8 千円とするものです。

主に、第 1 項、営業収益におきましては、806 万 2 千円を減額。

第 2 項、営業外収益におきましては、1 億 2,385 万円を増額。

主に、公営企業繰出基準に基づかない繰出金・収益的収支均衡処置分として、他会計補助金 1 億 2,500 万円を計上したことによるものです。

次に支出ですが、水道事業費用 793 万 7 千円を減額し、総額を 4 億 2,320 万 6 千円とするものです。

主に、第 1 項、営業費用につきましては、実績見込みとして 692 万 6 千円の減額。

第 4 項、予備費におきまして、100 万円を減額したことによるものです。

次の頁をお願いします。

第 3 条は、収入が支出に対し不足する額 1 億 1,419 万 5 千円につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 885 万 5 千円及び過年度分損益勘定留保資金 1 億 534 万円で補填するものです。

資本的収入及び支出ですが、資本的収入に 1,500 万円を減額し、総額を 2,540 万 4 千円とし、資本的支出におきましては、1 億 2,677 万 5 千円を減額し、総額を 1 億 1,459 万 9 千円とするものです。これは、第 1 項、建設改良費において、事業費が確定したことにより減額したものであります。

第 4 条について、予算第 5 条に定めた継続費の総額及び年割額を実績にて改めています。

第 5 条についても予算第 6 条に定めた経費、職員給与費の金額を改めています。

以下、予算に関する説明書の資料右下、3頁から15頁につきましては、補正予算実施計画書、補正予算実施計画明細書を、16頁以降につきましては、令和7年度予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書、継続費に関する調書、及び令和7年度予定貸借対照表を添付していますので、お目通してください。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） 12時になりましたが、会議を延長いたします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第23号、令和7年度伊方町水道事業会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

議案第24号

○議長（福島大朝） 日程第22「令和7年度伊方町下水道事業会計補正予算（第4号）」議案第24号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○上下水道課長（山内清秀） 議長

○議長（福島大朝） 上下水道課長

○上下水道課長（山内清秀） 議案第24号、令和7年度伊方町下水道事業会計補正予算（第4号）につきまして、提案理由をご説明いたします。

1頁、第2条、収益的収入及び支出ですが、収入では下水道事業収益におきまして、1,071万1千円を減額し、総額を4億3,717万9千円とするものです。

第1項、営業収益におきましては、154万2千円を減額。

第2項、営業外収益におきましては、916万9千円を減額。

主に、管路耐震診断の入札減額に伴う国補助金の減額及び繰出し基準に基づかない一般会計補助金の減額を計上したことによるものです。

次に支出ですが、下水道事業費用におきましては、3,282万3千円を減額し、総額を3億7,672万6千円とするものです。

第1項、営業費用につきましては、3,182万3千円の減額。

主に、処理場費の委託料の減額及び修繕費・動力費の実績減額によるもの、総経費の委託料の減額及び管きよ費修繕費の実績減額によるものです。

第4項、予備費におきまして、100万円を減額しています。

2頁をお願いします。

第3条は、収入が支出に対し不足する額5,597万4千円億3,333万5千円につきましては、当年

度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 37 万 4 千円、当年度分損益勘定留保資金 8,597 万 4 千円、減債積立金 2,070 万円、当年度利益剰余金処分額 2,628 万 7 千円で補填するものです。

資本的収入及び支出ですが、資本的収入に 1,706 万 9 千円を減額し、総額を 5,597 万 4 千円とし資本的支出におきまして、1,331 万 3 千円を減額し、総額を 1 億 8,930 万 9 千円とするものです。

これは、第 1 項、建設改良費において、入札減額等で事業費確定したことにより減額したものです。

第 4 条について、予算第 6 条に定めた経費、職員給与費の金額を改めています。

第 5 条について、予算第 7 条に定めた他会計補助金の金額を改めています。

以下、4 頁から 12 頁は補正予算実施計画書、補正予算実施計画明細書を、13 頁には令和 7 年度予定キャッシュ・フロー計算書、14 頁以降につきましては、給与費明細書及び令和 7 年度予定貸借対照表を添付していますので、お目通しください。

以上、ご審議のうえ、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。（「なし」の発言あり）質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。（「なし」の発言あり）討論なしと認めます。

これより議案第 24 号を採決いたします。お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、議案第 24 号、令和 7 年度伊方町下水道事業会計補正予算（第 4 号）は、原案のとおり可決されました。

議案第 25 号～議案第 30 号

○議長（福島大朝） 日程第 23「令和 8 年度伊方町一般会計予算」議案第 25 号から日程第 28「令和 8 年度伊方町下水道事業会計予算」議案第 30 号までの予算関係 6 議案を、会議規則第 37 条の規定により、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○町長（高門清彦） 議長

○議長（福島大朝） 町長

○町長（高門清彦） 議案第 25 号、令和 8 年度伊方町一般会計予算から、議案第 30 号、令和 8 年度伊方町下水道事業会計予算までの 6 議案の説明を申し上げます。

まず、一般会計につきましては、予算総額 102 億 1,018 万 9 千円、前年度に比べて 14 億 9,329 万 9 千円の減額、率にして 12.76%の減となっております。

歳出予算の主な内容として、防災・減災の分野においては、防災行政無線同報系の更新事業 4 億 2,702 万 7 千円、南海トラフ地震事前復興計画の策定費 1,362 万 9 千円、移住・定住の分野では、公営住宅湊団地外壁等改修事業 5,426 万 3 千円、民間事業者の分譲地造成に対する補助事業 500 万円、保健・医療・福祉の分野では、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを実現するための、遠

距離出産安心サポート事業 150 万円、更なる子育て支援の充実と保護者の負担軽減を図るための小中学校給食費無償化事業 2,032 万 9 千円、社会基盤の分野では、町道鳥津国道線道路新設工事 2 億 1,500 万円、四ツ浜漁港防波堤改良工事 8,500 万円、産業・観光の分野では、佐田岬体験博など、観光公社との連携事業 2,308 万 5 千円、地元経済の活性化のための地域商品券事業 6,927 万 7 千円 学び・交流の分野では、小中学校修学旅行経費への支援の拡充 257 万 5 千円、町民グランド改修事業 2 億 2,711 万 1 千円、行財政・協働連携の分野では、コンビニエンスストアで公共料金の収納や住民票などの各種証明書の取得を可能とするためのシステム構築費 4,116 万 2 千円を計上しております。

これに対します歳入は、固定資産税などの町税 33 億 3,250 万 3 千円、地方交付税 24 億 2 千万円 電源交付金などの国庫支出金 7 億 1,806 万 3 千円、核燃料税交付金などの県支出金 8 億 3,471 万 8 千円、財政調整基金などからの繰入金 11 億 5,328 万 8 千円、過疎対策事業債などの町債 8 億 640 万円を計上しております。

以上、一般会計予算の概要説明とさせていただきます。

続きまして、特別会計及び企業会計についてです。

国民健康保険特別会計の事業勘定 15 億 1,492 万 8 千円、診療所の直営診療施設勘定 4 億 8,229 万 4 千円、後期高齢者医療保険特別会計 2 億 2,877 万 6 千円、介護保険特別会計の保険事業勘定 14 億 4,018 万 2 千円、介護サービス事業勘定 2,041 万 1 千円、水道事業会計 5 億 9,360 万 5 千円、下水道事業会計 6 億 178 万円を計上しております。

以上、一般会計、特別会計 3 会計及び企業会計 2 会計の全 6 会計の予算総額は、150 億 9,216 万 5 千円、前年度比 16 億 4,233 万 4 千円の減額率にして 9.81%の減となっております。

なお、詳細について、ご質問等がございましたら、改めて担当課長より説明させますので、ご審議のうえ、ご決定いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（福島大朝） お諮りいたします。只今説明のありました、令和 8 年度各会計予算の取り扱いにつきましては、お手元に配付の常任委員会付託議案一覧表のとおり、それぞれの常任委員会に付託し、委員会条例第 2 条の規定に基づき、会期中において、合同による審査といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。（「なし」の発言あり）異議なしと認めます。

よって、令和 8 年度伊方町一般会計予算以下、予算関係 6 議案を、総務文教厚生及び産業建設の各常任委員会に付託し、会期中における合同審査とすることに決定しました。

散会宣告

○議長（福島大朝） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これにて散会するものですが、今期定例会の会期中日程を念のため、お伝えしておきます。6 日から 9 日は、休会。10 日は、午前 10 時から各常任委員会合同によります、令和 8 年度予算の審議を行います。13 日は午前 10 時から本会議を再開いたします。

以上、お伝えし、本日の会議はこれもちまして散会いたします。

お疲れ様でした。

(閉会時間 12時12分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

伊方町議会議長

伊方町議会議員

伊方町議会議員